

令和4年度事業計画

未曾有の大震災から11年を迎えるが、未だ多くの県民が県内外での避難生活を続けている。また、一昨年(2021年)の1月に感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、一時終息の兆しが見えたが、また新たな変異株の出現等で、福島県内でも再び感染が拡大しており、県民生活や福祉施設に大きな影響を与えている。

さらに、震災からの復興を進める中、福祉サービスを支える人材の確保が喫緊の課題となっている一方で、心のケアなど被災者支援の質も変化しており、福祉的支援の充実は多くの県民が期待しているところである。

このような福祉を取り巻く環境が大きく変化している中で、県民一人一人が、健康で生きがいを持ち、ともに支え合いながらいきいきと暮らせる福祉社会を築いていくためには、地域の特性を生かした行政施策の推進とともに、地域の福祉ニーズに対応した民間福祉活動を支援する本基金の役割も一層重要になってきている。

本基金はこれまで、社会福祉施設の整備を促進するために必要な資金の貸付を行うとともに、施設福祉や在宅福祉の充実と地域福祉活動の推進を図るために助成し、本県における民間福祉活動の基盤整備に大きな役割を果たしてきたところである。

本年度は次の事業を実施し、引き続き社会福祉の発展に寄与していくこととする。

- 1 貸付事業 県又は市町村の社会福祉施設整備計画に基づく施設整備のための資金の貸付を実施する。
また、民間社会福祉施設や福祉団体の運営資金についても貸付を行う。
- 2 助成事業 民間社会福祉活動の基盤づくりを推進するため、次に掲げる事業に対し助成を行う。
 - (1) 施設福祉を目的とするもの
 - ア 施設入所者の処遇向上等を図るための施設の修繕、設備整備事業
 - イ 通所施設の利用者の処遇向上等を図るための施設の修繕、設備整備事業
 - ウ 社会福祉施設に従事する職員のための就労環境整備事業
 - (2) 地域福祉を目的とするもの
 - ア 在宅者の福祉向上を図るための事業
 - イ 民間福祉活動や福祉サービスを推進するため、社会福祉団体や福祉ボランティア団体等が行う地域福祉活動事業
 - ウ 社会福祉団体や福祉ボランティア団体等の施設運営にかかる基盤整備を図るための設備・備品等の整備事業
 - (3) 小さな愛の会記念里親委託児童等就学援助事業
里親委託児童等に対する就学援助事業

令和4年度事業概要

1 貸付事業

本基金は、次により、民間福祉事業に要する資金の貸付を行う。
貸付予定額は350,000千円とする。

資金の種類	貸付予定額	貸付利率	貸付限度額	償還期間	対象
施設整備資金	300,000千円	独立行政法人福祉医療機構の4月1日現在の貸付利率に準じる。	1 本基金が貸付対象と認める経費から、国、地方自治体、公益事業法人等からの補助金又は独立行政法人福祉医療機構からの貸付金を控除した額に4分の3を乗して得た額 2 本基金が貸付対象と認める経費に4分の3を乗じて得た額の範囲内で審査委員会が適当と認めた額	・ 5百万円未満5年以内 ・ 5百万円以上1千万円未満10年以内 ・ 1千万円以上15年以内	社会福祉施設の施設・増築・改築・改修・設備整備及び土地取得等に要する費用
運営資金	50,000千円	年1.0%	各種補助金、給付金額に4分の3を乗じて得た額 20,000千円の範囲以内で審査委員会が適当と認めた額	資金貸付後1年以内で本基金が指定する日	施設整備及び福祉団体の運営費につき、各種補助金又は、障害福祉サービス費の給付金等の交付が決定されているもの 民間社会福祉施設及び福祉団体の運営に要する資金
計	350,000千円				

令和4年度事業概要

2 助成事業

(1) 本基金は、次により、民間社会福祉活動に要する助成を行う。

助成予定額は、25,000千円とし、次のとおり配分する。

助成の種類	助成配分(予定)額	対象	助成率	助成限度額
施設福祉を目的とするもの	25,000千円	施設、設備の整備事業 ただし、国、県、市町村及び公益法人その他の民間団体の補助を受けて行うものを除く。	助成対象と認める経費の8/10以内	1件あたりの助成限度額は、400万円以内とする。
地域福祉を目的とするもの		1 在宅福祉の向上を目的とする事業 2 地域福祉の推進を目的とする社会福祉団体及び福祉ボランティア団体等の活動及び施設の資機材の整備 ただし、次に掲げる事業は助成の対象から除く。 (イ) 国県補助事業及び公費委託事業 (ロ) 団体運営に要する人件費等の経常経費	助成対象と認める経費の8/10以内	1件あたりの助成限度額は、150万円以内とする。
計	25,000千円			

※1 施設福祉及び地域福祉を目的とする助成事業25,000千円については、剰余金の積立を一部取り崩して助成枠を確保する。

2 同一の事業に対して、貸付と助成の両方は行わない。

(2) 小さな愛の会記念里親委託児童等就学援助事業

本基金は、次により、里親委託児童等就学援助事業を行う。

助成予定額は、3,000千円とする

区 分	助成予定額	内 容	対 象
高等学校等在籍者	3,000千円	・一人あたり助成額 年額 30,000円 ・助成予定人数 100人	福島県が措置した里親及びファミリーホーム委託児童又は県内の児童養護施設の入所児童であって高等学校等に在籍する者。

3 その他

基金に寄せられる善意の寄託等については、地域福祉の推進を図るため有効に活用する。